

御殿場市申請書作成支援システム（受付窓口型）導入業務委託に係る  
公募型プロポーザル質問回答書

令和6年9月4日

参加業者 各位

御殿場市長 勝又 正美

御殿場市申請書作成支援システム（受付窓口型）導入業務委託に関する質問について、  
下記のとおり回答します。

No.	質問事項	回答
5	プレゼンテーション時に、実機を用いたデモの実施は可能でしょうか。	貴見のとおりで差し支えありませんが、デモを実施しようとする際は、あらかじめ審査委員会事務局にその旨を申し出てください。
6	納品物内「帳票作成用パソコン」について、申請書作成支援システム内に帳票作成機能がある場合この成果物は不要でしょうか。	貴見のとおりで差し支えありません。また、プリンタについても同様です。
7	導入後5年間の保守管理等にかかる費用は業務委託上限額に含まれるでしょうか。	業務委託上限額には、システム構築費、導入機器等購入費、導入機器及びシステムライセンス料（5年分）を含みますが、一般的な保守管理経費は、これに含みません。
8	含まれない場合は、受注者と別途5年間の随意契約を締結されるのでしょうか。	貴見のとおりで差し支えありません。ただし、別途契約を予定している保守管理業務の経費には、システム構築費、導入機器等購入費、導入機器及びシステムライセンス料（5年分）に相当すると認められる費用を含めることはできません。
9	導入業務委託仕様書 p1, (5)「受付窓口における職員と来庁者が対面しながら、双方で申請書作成できるものであること。」とはどのような運用方法を想定されておりますでしょうか。（例：両面パネル型デバイスの採用等）	システムの具体的な運用方法に関しては、広く応募者から企画提案をいただくこととしています。
10	本稼働日は令和7年1月6日（月）からと考えてよろしいでしょうか。	システムの実稼働は、令和7年1月6日（月）の窓口業務開始からとして差し支えありません。

No.	質問事項	回答
1 1	提案予定の機器は奥行が 30mm 程わずかに超過する予定ですが、許容いただくことは可能でしょうか。 難しい場合は、理由も併せてご教示いただきたくお願い致します。	サイズ超過分の許容に関しては、提案内容の審査を通じて判断いたします。

※No.の数字は通番を表す。